用地測量調査業務特記仕様書

(適用範囲)

第1条　森林基幹道安孫・平糠線用地測量調査（その２）業務（以下「本業務」という。）は設計業務等委託契約書、用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）、平成 28 年度以降岩手県公共測量作業規程(以下「作業規程」という。)によるほか、この特記仕様書により実施するものとする。

なお、 仕様書と作業規程の内容が相容れないときは、仕様書を優先するものとする。

(担当土地家屋調査士)

第 2 条　受託者は契約書第 10 条に定める者として、担当土地家屋調査士を選任し、別紙様式により発注者に通知するものとする。なお、仕様書に定める主任担当者は担当土地家屋調査士と読み替えるものとする。

(照査技術者)

第 3 条　契約書第 11 条に定める照査技術者の選任は、これを要しないものとする。

(境界立会い)

第 4 条　受託者は、仕様書第 55 条境界立会いに権利者以外の者が立会ったときは、その者の氏名及び権利者からの立会依頼の委任状等の有無又は権利者との関係について、聞取り調査を行い、明らかにしておくものとする。

2　仕様書第 55 条第 1 項第 3 号の境界杭はコンクリート杭(大きさ 9.0×9.0×60cm)又は金属鋲(頭部径 15 ㎜)等のものとする。

3　現地に杭等を設置する場合は、設置する土地の使用及び通行等に支障が無いよう配慮するものとする。

また、支障物件等が存在し杭等が設置できない場合及び農地等において耕作している作物に支障がある場合は、控えの杭等を設置し、後日、再現可能な状態としておくものとする。

(資料の提供)

第 5 条　受託者は登記簿謄本を必要とするときは、担当者に依頼し、これを借用することができる。

(提出成果品)

第 6 条　本業務に係る成果品及び提出部数は次のとおりとする。

(1)地積測量図	正副３部
(2)登記測量実測図	正副３部
(3)境界点番号図	正副３部
(4)地図転写連続図	正副３部
(5)境界点写真番号図	正副３部
(6)不動産調査報告書	正副３部

上記部数に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、別途定めるものとする。

様式

令和　　年　　月　　日

県北広域振興局長　様

受託者　住　所
法人名
代表者

担当土地家屋調査士選定通知書

次のとおり担当土地家屋調査士を定めたので通知します。

委託業務名	
委託業務場所	
契約年月日	令和　　年　　月　　日
履行期間	令和　　年　　月　　日　着手 令和　　年　　月　　日　完了
担当土地家屋調査士	